

「障害者等の職場環境整備等支援組織」認定募集要項

1 障害者等の職場環境整備等支援組織認定の目的

障がい者等及び事業主を支援する法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって、知事が定める基準に適合するもの者等を認定し、障がい者等の特性、事情等に配慮した働きやすい職場環境の整備等に資するものです。

具体的には、大阪府は、認定基準に基づき、障がい者の就労支援や職場定着支援、就労先の事業主への支援等を十分に行うことができると認められる法人等を、障がい者等の職場環境整備等支援組織(以下「支援組織」という。)に認定します。

この認定を受けることによって、支援機関の公契約における事業主等と就職困難者に対する支援の機会を確保することを目的としています。

2 募集に際しての基本要件(実施要綱※第2条関係)

申請書提出のための要件

申請を受けようとするものは、次の要件を満たす法人等、若しくは複数の法人等が構成するグループであること。

- ① 事業を行う上での必要な法的資格を有する者
- ② 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと

ア 社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

ウ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

カ 破産者で復権を得ない者

キ 役員のうちにアからカまでのいずれかに該当する者がある者

ク 上記のほか、その行った就労訓練事業(過去5年以内に行ったものに限る。)に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

※ 実施要綱: 大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例に定める「障害者等の職場環境整備等支援組織」の認定等実施要綱

3 申請の手続(実施要綱第2条関係)

(1) 募集要項の配付

① 配付場所

ア 来庁により受け取る場合

大阪府 福祉部部障がい福祉室自立支援課 就労・IT 支援グループ

大阪市中央区大手前3丁目2番12号 大阪府庁別館1階

電話 06-6941-0351(内 2465)

イ インターネットにより受け取る場合

下記のホームページから以下の書類が取り出せます。

- アドレス: <http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuroushien/syokubakankyou.html>
- a 「障害者等の職場環境整備等支援組織」の認定等実施要綱
 - b 同 認定基準
 - c 《申請書類》・障害者の職場環境整備等支援組織認定申請書(様式第1号)

(2) 申請書類の受付

①提出期間

令和2年4月17日(金曜日)～令和2年5月15日(金曜日)

午前9時30分～正午及び午後1時～5時30分

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は取り扱いません。)

なお、提出期限を経過した後は、受け付けません。また、提出期限後に応募書類の変更及び追加は、認めません。

②提出場所 募集要項の配付場所と同じです。※ 申請書類は、なるべく持参してください。

4 応募にあたっての提出書類等(実施要綱第2条関係)

(1) 提出書類

応募にあたっては、次の書類を提出してください。

- ①大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例に定める障害者等の職場環境整備等支援組織認定申請書指定管理者指定申請書(様式第1号)
- ②定款又は寄附行為等
- ③事業所概要(パンフレット等)
- ④その他各項目に記載した取組みが確認できる資料

(2) 記載に当たっての留意事項

①本社又は本部事務所

複数の法人等が構成するグループで申請する場合には、代表となる本社又は事業所を記載し、他の構成団体の名称、所在地についても、様式第1号「1-1参画法人等一覧」に記載してください。

②府域全体での活動内容

府内8地域ブロックのうち、3ブロック以上の市町村での活動実績が必要です。

申請日時点で活動実績のないブロックがある場合には、今後活動ができると認められる体制(人員、組織、連携体制等)をどのように整備するのか、具体的に記載してください。

(例) 3ブロック内で活動実績。残る5ブロックで活動するための体制を整備:○

2ブロック内で活動実績、残る6ブロックで活動するための体制を整備:×要件を満たしません

⇒地域ブロックについては、募集要項の参考資料を参照してください。

③申請する認定分野

今回の募集は障がい者分野の支援機関です。

④就労訓練からジョブマッチング、職場定着支援までの一貫した取組み

どのような障がいの状態像(判定)を中心に、何名程度の障がい者の訓練等を実施し、どのような事業主(業種)へのマッチングを中心に行っているかを記載してください。職場定着支援の内容は、障がい者への支援と事業主への支援を区別して、具体的に記載してください。

⑤一般就労を目的とした訓練生の就職状況

令和元年度の実績を令和2年4月1日時点で記載してください。

⇒訓練の内容がわかる資料を添付してください。

⑥障害者就業・生活支援センターや就労系福祉サービス事業所(就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所、就労定着支援事業所)等、地域の支援機関とのネットワーク及び協力体制

障害者就業・生活支援センターや就労系福祉サービス事業所等、地域のどのような支援機関とどのような役割分担を行いながらのネットワーク及び協力体制を構築して職場定着支援を行っているか(行ったことがあるか)、具体的に記載してください。

なお、申請者が障害者就業・生活支援センターや就労系福祉サービス事業所等の場合で、既存事業のスキームで参画しているネットワークを活用できる場合にはその趣旨を記載してください。

⑦職場定着率

令和元年度の実績を令和2年4月1日時点で記載してください。

⇒職場定着支援の活動内容がわかる資料を添付してください。

⑧就労継続を支えるための先駆的な取組み

就労継続を支えるための先駆的な取組み又は先駆的な取組みを生み出すための創意工夫を記載してください。

⑨障がい者雇用を行う事業者等への支援や職域開拓等の取組み

⑧、⑨に記載した取組み以外に事業者等に対して行っている支援やその他障がい者雇用、就労の促進につながる取組みなどを記載してください。

また、それらの取組みによる成果を記載してください。

⑩「行政の福祉化」の取組み

「行政の福祉化」を踏まえ、障がい者の就労支援に関する独自の取組みを行っている場合は自由に記載してください。また、その成果についても併せて記載してください。

府が進める「行政の福祉化」の取組みについての府民の理解を得るために活動を行っている場合には、その活動を記載してください。

(3) 複数の法人等が共同して応募する場合

複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、代表者を定め、様式1「1-1グループ構成法人等一覧」にその旨を明記してください。この場合、(1) ②「定款又は寄附行為等」、③「事業所概要(パンフレット等)」の書類は、すべての事業者について提出するとともに、「グループ構成員によるグループ代表者への委任状」を提出してください。

また、グループを構成する法人等が就労支援や職場定着支援を行っている場合には、それぞれの法人等で様式第1号「5 一般就労を目的とした訓練生の就職状況」、「7 職場定着率」を算出し、支援の内容が分かる資料を添付してください。

なお、グループを構成するすべての法人等が大阪府の区域内に本社又は本部事務所を有する必要があります。

なお、単独で応募した法人等は、グループでの応募の構成員になることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。

応募書類提出後は、代表する法人等及びグループを構成する法人等の変更は認めません。

(4) 提出部数

正本1部と、各写し1部を同時に提出してください。

(5) 提出書類の返却

理由のいかんを問わず返却しません。

(6) 提出書類の不備

不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(7) 提案内容の公表

必要に応じて、提案内容の概要を公表することがあります。

5 支援組織の認定(実施要綱第3条関係)

(1) 認定基準及び認定方法

「障害者等の職場環境整備等支援組織」の認定等実施要綱第3条第1項別紙に基づき、大阪府障がい者等の職場環境整備等支援組織認定等審議会において、各委員の合議により採点し、15点中10点以上の場合に認定することとします。

ただし、次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

①提出書類に著しい不備があった場合

②提出書類に虚偽の記載があった場合

③関係法令に違反若しくは募集要項から著しく逸脱した提案である場合

(2) 審査結果

審議会の審査結果については、令和2年6月中旬から下旬ごろに申請法人等へ書面で通知するとともに、認定した団体等についてはその名称及び採点結果をホームページにおいて公表します。

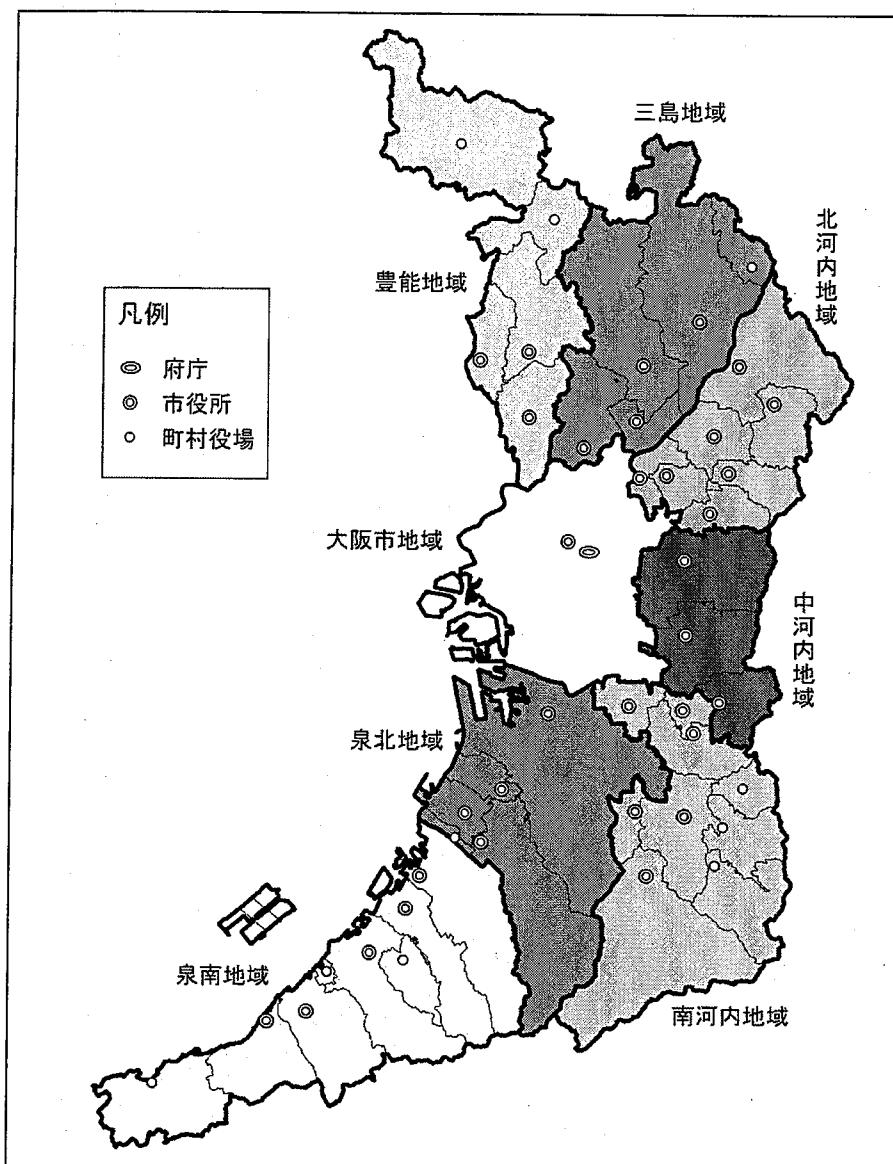
(3) 認定の取り消し

申請内容又は添付資料の記載事項を故意に偽ったことが判明した場合(実施要綱第9条第1項第2号)をはじめ実施要綱第9条第1項各号に該当する場合には、認定を取り消すことがあります。

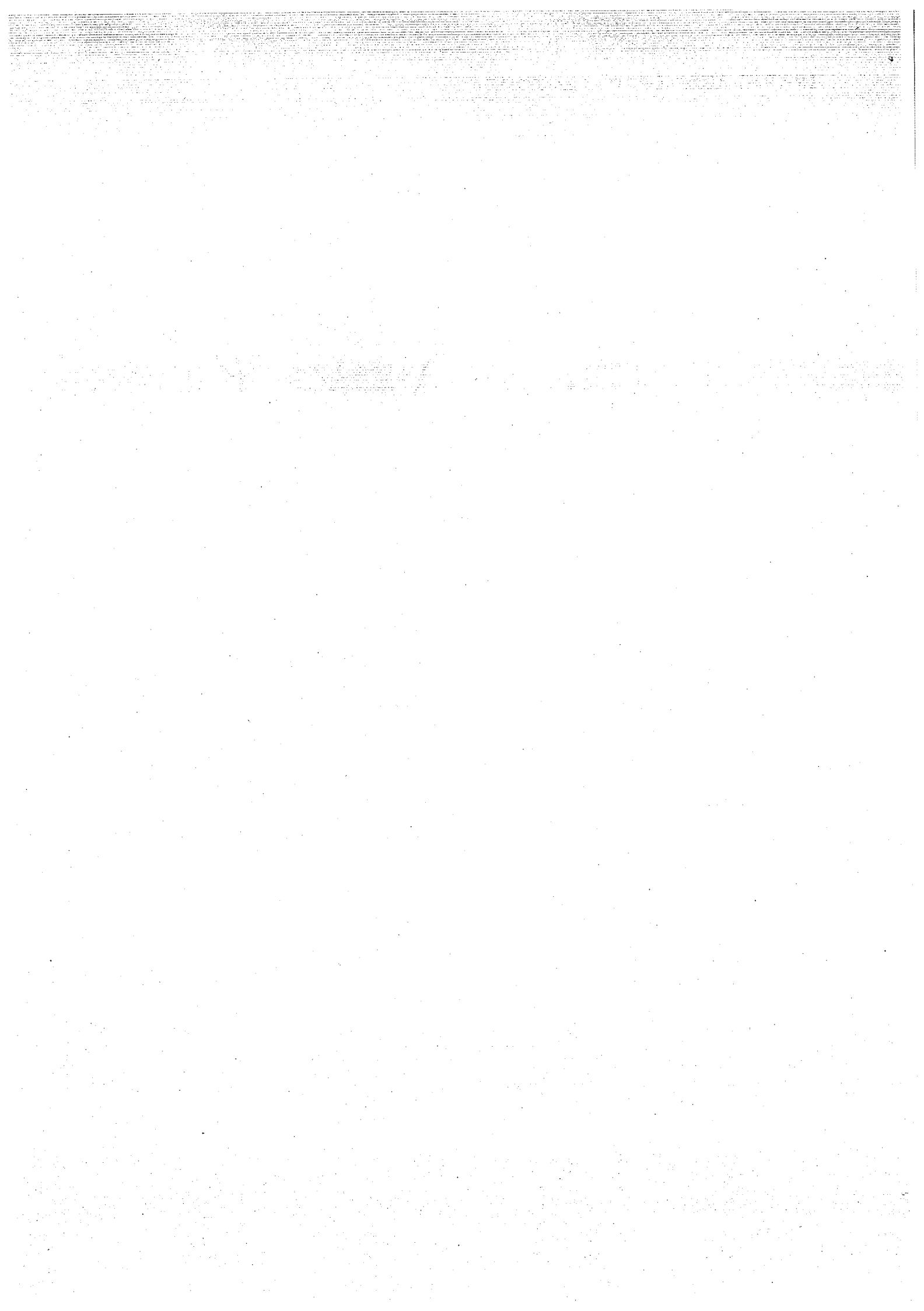
6 その他

この募集要項に記載のない事項については、「障害者等の職場環境整備等支援組織」の認定等実施要綱をご覧ください。

【参考資料】大阪府の地域ブロック区分について



府の地域ブロックの区分	市 町 村
大阪市 地 域	大阪市
豊 能 地 域	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町
三 島 地 域	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
北 河 内 地 域	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市
中 河 内 地 域	八尾市、柏原市、東大阪市
南 河 内 地 域	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
泉 北 地 域	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町
泉 南 地 域	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町



「障害者等の職場環境整備等支援組織」認定等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（以下「条例」という。）第十一条の二に規定する「障害者等の職場環境整備等支援組織」（以下「支援組織」という。）の認定等について定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 支援組織の認定を受けようとする者は、認定申請書（様式第1号）及び同様式に記載する添付資料を知事に提出しなければならない。

(認定の決定)

第3条 条例第十一条の二に基づき知事が定める基準は、別紙のとおりとする。

- 2 知事は、前条の規定による申請があった場合には、別紙の認定基準に基づき審査を行うとともに、審査結果を付して、条例第十一条の二の規定により、「大阪府障害者等の職場環境整備等支援組織認定等審議会」の意見を聞くものとする。
- 3 知事は、支援組織の認定をしたときは認定通知書（様式第2号）により、認定しないこととしたときは不認定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(認定の公表)

第4条 知事は、支援組織の認定を受けた者について、名簿を作成し公表するものとする。

(支援組織の活動)

第5条 支援組織は、府を当事者的一方とする契約に応じようとする事業主から障害者等の職場環境整備に係る相談があった場合は、公平に応じるよう努めることとする。

2 支援組織は、前項に規定する相談に応じる又は府を当事者的一方とする契約に応じた事業主への障がい者等の職場環境整備に係る支援を行うに当たって、障がい者等及び事業主に金品などの対価を求めてはならない。

(認定事項の変更)

第6条 支援組織は、その認定事項の内容に変更が生じたときは、速やかに変更届（様式第4号）により、知事に届け出なければならない。

(認定の辞退)

第7条 支援組織が、認定を辞退するときは、辞退届（様式第5号）により、知事に届け出なければならない。

(報告)

第8条 支援組織は、知事から条例第十二条の二第三項に規定する報告を求められたとき又は当該支援組織の活動内容の改善等の指示があったときは、速やかに必要な対応を行わなければならない。

(認定の取消し)

第9条 知事は、支援組織の認定を受けた者が、条例第十二条の二第四項に規定するほか、次のいずれかに該当すると判断したときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 支援組織が、その営業を廃止又は休止したとき。
 - (2) 申請内容又は添付資料の記載事項を故意に偽ったことが判明したとき。
 - (3) 支援組織の活動を行うに当たって、不誠実又は不正な行為があったと知事が認めるとき。
 - (4) 他の支援組織の活動等を妨害したとき。
 - (5) 支援組織が活動を行うに当たって、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可等必要とする資格を有しなくなったとき。
 - (6) 条例第十二条の二第三項に規定する知事からの求めに応じないとき。
 - (7) その他、認定にふさわしくないと知事が認めるとき。
- 2 知事は、前項の規定に基づき、支援組織の認定を取り消すこととしたときは、速やかに認定取消し通知書（様式第6号）により、当該支援組織に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

(事務)

第10条 この要綱に関する事務の所管は、下表のとおりとする。

項目	所管課
障がい者分野	福祉部障がい福祉室自立支援課
その他、審議会への意見聴取等に関すること	福祉部福祉総務課

附則

この要綱は、令和元年6月6日から施行する。

「障害者等の職場環境整備等支援組織」認定基準

1 資格要件

「障害者等の職場環境整備等支援組織」の認定を受ける者は、以下の資格要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 大阪府の区域内に本社あるいは本部事業所を有していること
- (2) 府域全体で活動を行う体制や能力を有していると認められること
- (3) 就労に向けた訓練や講習等、就労準備性を高める取組み（以下、「就労訓練等」という。）からジョブマッチング、職場定着支援まで一貫して行っていること

2 専門要件

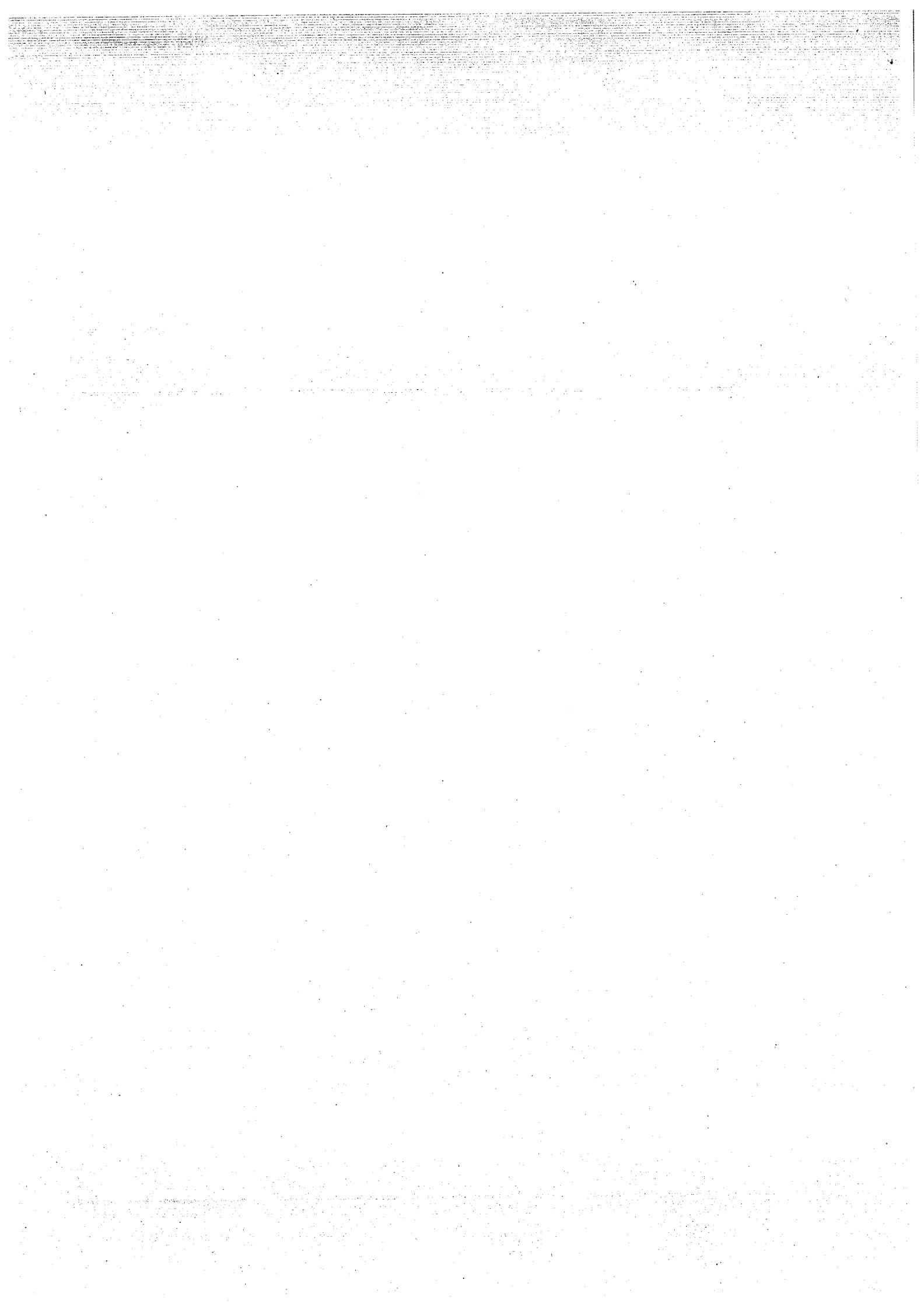
前項の資格要件をすべて満たしている場合に、「大阪府障害者等の職場環境整備等支援組織認定等審議会」において、同審議会委員の合議により、専門要件について下表により評価し、各委員の評価合計点の平均が10点以上に達した場合に、「障害者等の職場環境整備等支援組織」として認定するものとする。

ただし、委員のうち1人でも評価方針に掲げたいずれかの項目に0点を付けた場合は、評価合計点は出さず、認定をしないものとする。

表-1（障がい者分野）

評価方針	評価項目	点数
就労 (3点)	独自に一般就労への就職率の目標設定を行うとともに、就労訓練等を実施し、高い就職率を実現している	<ul style="list-style-type: none"> ・就職率の目標設定を行い、目標達成に向け就労訓練等を実施している：1点 ・上記の結果、就職率の実績が、25%以上：1点を加点する ・30%以上：2点を加点する
地域連携、職場定着 (3点)	障害者就業・生活支援センターや就労系福祉サービス事業所（就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所、就労定着支援事業所）等、地域の支援機関とのネットワークや協力体制を築き、送り出した就職者の職場定着を支援している	<ul style="list-style-type: none"> ・支援機関との協力ネットワーク体制を築いている：1点 ・上記に加え、1年後の職場定着率が、70%以上：1点を加点する ・80%以上：2点を加点する
職場定着に係る先駆的な取組み (3点)	職場定着を促進するための先駆的な取組みを行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・先駆的な取組みを生み出すための創意工夫が認められる場合：1点 ・先駆的と認めることができる取組みがある場合：2点 ・全国的に類を見ないような極めて先駆的な取組みや、他のモデルになるなどの取組みがある場合：3点
事業主等への支援を通じた障がい者雇用・就労の促進 (3点)	上記の職場定着に関する取組にとどまらず、事業主や産業界への支援を行い、職域開拓等、障がい者の雇用・就労を促進している	<ul style="list-style-type: none"> ・職場定着以外の事業主等への支援を行っている場合：1点 ・職場定着以外の支援を行った成果が認められる場合：2点 ・職場定着以外の支援の効果が著しく高いと認められる場合：3点
「行政の福祉化」を踏まえた取組み (3点)	<p>上記4項目以外に「行政の福祉化」（注）を踏まえた取組みまたは法人等の特色を活かした取組みやアピールポイントがある</p> <p>府が進める「行政の福祉化」の取組みについての府民の理解を得るために活動を行っている</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の福祉化を踏まえた取組みや、法人等の特色を活かした障がい者の就労支援に関する取組み等を行っている場合：1点 ・上記の独自の取組みについて、成果が認められる場合：2点 ・行政の福祉化の取組みを府民へ周知している場合：1点

（注）「行政の福祉化」とは、府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野の連携のもとに、施策の創意工夫や改善を通じて、障がい者やひとり親家庭の父母などの雇用、就労機会を創出し、自立を支援する取組み。



様式第1号（第2条関係）

「障害者等の職場環境整備等支援組織」認定申請書

年　月　日

大阪府知事 様

所在地又は住所
団体名
代表者氏名

印

大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第十一条の二に規定する「障害者等の職場環境整備等支援組織」の認定について、次のとおり申請します。

なお、募集要項に示された申請者資格を満たしているとともに、この申請書及び添付書類は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 本社又は本部事業所

(フリガナ) 名称		
所在地		
担当者	所属部署	
	(フリガナ) 氏名	
	電話	
複数法人等	<input type="checkbox"/>	複数の法人等による申請の場合には□をして、「1-1 グループ構成法人等一覧」に記載。

2 府域全体での活動内容、府域全体で活動を行うための体制や能力

--

様式第1号（第2条関係）

3. 申請する認定分野

障がい者分野

4 就労訓練等からジョブマッチング、職場定着支援までの一貫した取組み

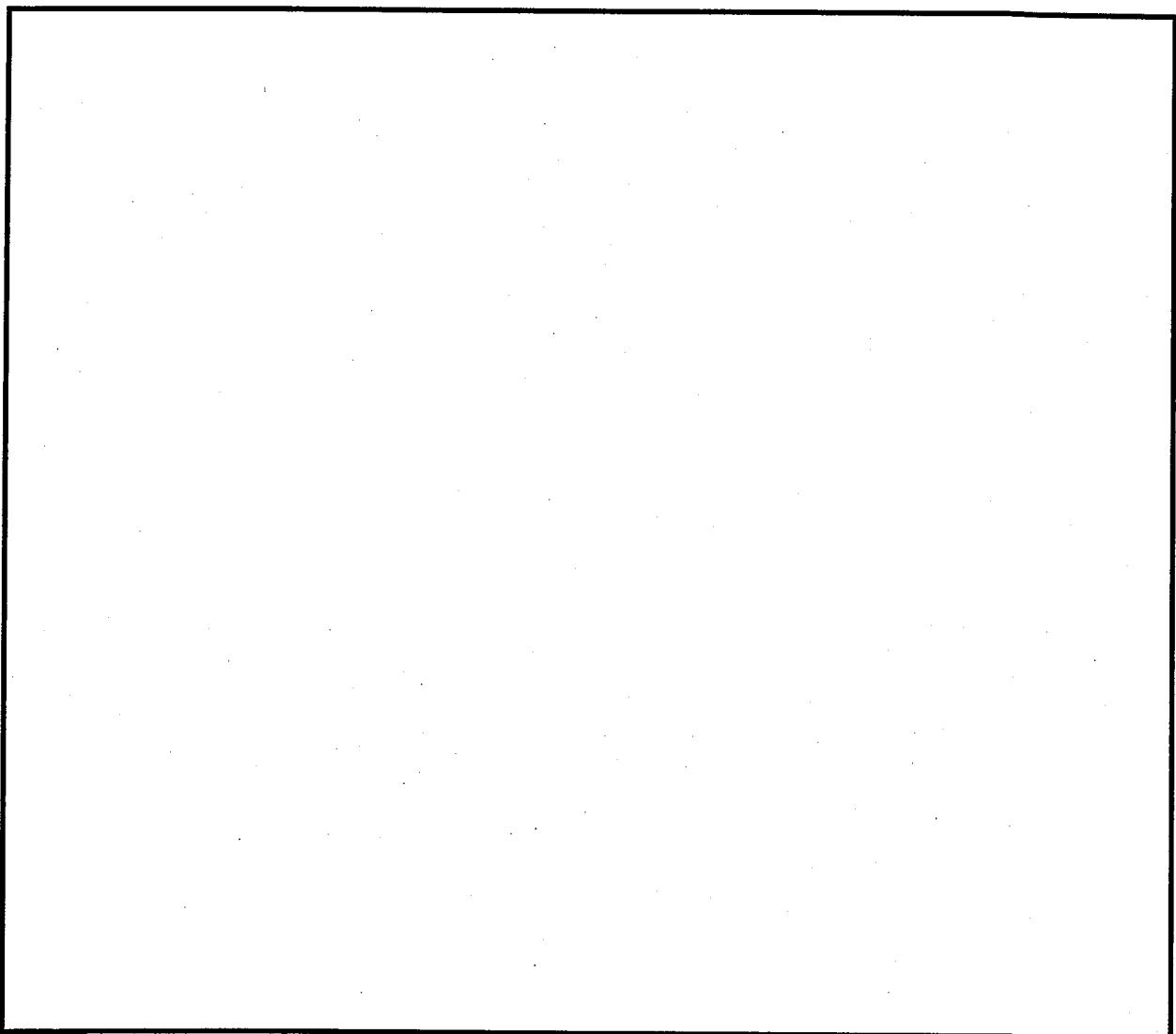
様式第1号（第2条関係）

5 一般就労を目的とした訓練生の就職状況

就職率の目標設定	%		
①訓練終了生数	人	④訓練終了後就職者	人
②訓練継続生数	人	⑤途中就職者数	人
③就職中止者数	人		
⑥就職率 = $(\text{④} + \text{⑤}) \div (\text{①} + \text{②} + \text{③})$			%

※訓練の内容がわかる資料を添付すること

6 障害者就業・生活支援センターや就労系福祉サービス事業所（就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所、就労定着支援事業所）等、地域の支援機関とのネットワーク及び協力体制



様式第1号（第2条関係）

7 職場定着率

⑦ 前々年度に訓練を修了し就職した人数	人
⑧ 上記のうち、就職時点から1年後に就業状態にある者的人数	人
⑨ 職場定着率 (⑧/⑦*100)	%

※職場定着支援の活動内容がわかる資料を添付すること

8 職場定着に係る先駆的な取組み

9 事業主等への支援を通じた障がい者雇用・就労促進の取組み

様式第1号（第2条関係）

10 「行政の福祉化」を踏まえた取組み

【参考】支援組織としての活動を行うにあたり、国、地方公共団体等の事業を活用する場合には、下表に記載してください。

※本項目は、大阪府が事業の参考にするもので、認定に係る審査には影響しません。

事業名	事業の概要	事業の所管団体

留意事項

- 各取組み内容について記載しきれない場合は、概要を記載し、別紙（様式不問）に詳細を記載し、添付してください。

その他添付資料

- 定款又は、寄附行為
- 事業所概要（パンフレット等）
- 記載した取組みが確認できる資料

様式第1号（第2条関係）

1-1 グループ構成法人等一覧

名称	代表者職氏名	所在地

グループを構成する法人等が就労支援や職場定着支援を行っている場合には、それぞれの法人等で「5 一般就労を目的とした訓練生の就職状況」、「7 職場定着率」を算出し、支援の内容が分かる資料を添付してください。

「障害者等の職場環境整備等支援組織」（障がい者分野）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例」（平成21年10月30日大阪府条例第84号）に定める「障害者等の職場環境整備等支援組織」のうち障がい者分野における支援を行う者（以下、「支援組織」という。）が円滑に支援を実施するために、『「障害者等の職場環境整備等支援組織」の認定等実施要綱』に定めるほか、支援組織の支援内容等に関し、必要な事項を定めるものである。

（目的）

第2条 支援組織は、府の公契約において、障がい者等の特性や事情等に配慮した働きやすい職場環境の整備等を行うなど、障がい者と事業主との間に立ち、双方を支援する。

（支援対象者）

第3条 支援組織は、次に掲げる者を支援する。

- (1) 府を当事者の一方とする契約に応じる事業主
- (2) (1)により雇用される障がい者

（支援内容）

第4条 支援組織は、第2条に規定する目的を達成するため、前条の支援対象者からの求めに応じた支援及びその準備行為として、次の各号に掲げる支援等を実施する。なお、各支援における具体的な取組例は、別表（一）のとおり。

（1）就労支援

- ・職場開拓、訓練生等への就職支援、生活支援
- ・職場環境のアセスメント
- ・訓練生等と事業主とのマッチング
- ・事業主が行う職場環境の整備や雇用管理体制の構築の取組みに対する支援
- ・採用面接への同席と雇用される障がい者の事業主への引継ぎ

（2）職場定着支援

- ・障がい者に対する職場定着支援
- ・事業主が行う職場定着の取組みに対する支援

（3）その他事業主支援

- ・障がい者就労に係る制度等について、職場における雇用事例を通して事業主側の理解を促進するための取組み
- ・支援体制整備に役立つ就労現場特有の留意点の伝達

(4) その他の役割

- ・支援スタッフの養成、スキルアップ
- ・大阪府が推進する「行政の福祉化」の周知活動

(個人情報の適正管理)

第5条 支援組織は、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号）を遵守し、支援に伴い収集した個人情報（大阪府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。）は、支援の目的以外に利用又は提供してはならない。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項及びこの要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要領は、令和2年3月5日から施行する。

別表 (一)

役割	項目	考えられる取組例
就労支援	職場開拓、訓練生等への就職支援、生活支援	<ul style="list-style-type: none"> 協力体制を構築している支援機関等から要請があるなど、必要がある場合には、職場開拓、本人支援(履歴書の書き方、身だしなみ等)、家族支援(就労のための家庭環境づくり等)等のサポート
	職場環境のアセスメント	<ul style="list-style-type: none"> 就労現場を観察し、訓練生等を雇用する上で、業務の切出しと組立てや事前実習の必要性の有無を判断 業務の切り出しが必要な場合には、就労形態を想定し、業務のリストアップ・掘起し・切出し 事前実習が必要な場合には、支援スタッフが事前に職場実習に入り、業務の全体像や職場環境、サポート体制の有無を確認
	訓練生等と事業主とのマッチング	<ul style="list-style-type: none"> 公契約の対象となっている就労現場等において、就労が見込める訓練生等と事業主のマッチング 構築している支援機関とのネットワークや協力体制も活用した訓練生の確保
職場定着支援	事業主が行う職場環境の整備や雇用管理体制の構築の取り組みに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 事業主のニーズと訓練生等の特性を勘案し、事業主が合理的配慮に基づいて行う職場環境の整備、労働条件、指揮命令系統、勤務体制、支援のための相談窓口の設置などの雇用管理体制の構築支援
	採用面接への同席と雇用される障がい者の事業主への引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> 面接等への同行、同席 採用決定後に、訓練、実習等での評価や日常生活も踏まえた留意点等の情報を提供
	障がい者に対する職場定着支援	<ul style="list-style-type: none"> 就労に関する困りごと等の相談窓口の設置 支援機関が実施する定着支援の後方支援(ケース会議の招集や参画等) ジョブコーチ活用による集中支援(この場合、概ね1~2ヶ月でのフェードアウトが望ましい) 上記集中支援後の職場訪問の実施 障がい者の職場を越えたネットワーク構築
その他の事業支援	事業主が実施する職場定着の取組みに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 事業主が実施する定着支援の取組み等で、生じた課題を解決するための相談窓口の設置 事業主におけるナチュラル・サポートの意識醸成のための支援、研修の実施 職場訪問 職場内における職員間のネットワーク構築支援
	障がい者就労に係る制度等について、職場における雇用事例を通して事業主側の理解を促進するための取組み	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者就労に関する制度(虐待防止、合理的配慮、労働関係法令等)の動向に連動した、障がい者雇用に関する留意点の説明 具体的な問題事例(虐待事例等)を用いた解決のための方策や体制整備についての説明
	支援体制整備に役立つ就労現場特有の留意点の伝達	<ul style="list-style-type: none"> 府の発注現場単位での環境や就労している障がい者特性等の留意点の説明

その他の 役割	支援スタッフの養成、スキルアップ	・計画的、定期的な研修会や連絡会の実施
	大阪府が推進する「行政の 福祉化」の周知活動	・業界団体や構築している支援機関とのネットワークと連携したCSR研修や府民への周知活動等の実施